

## 第 7 4 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

品川区長 森 澤 恭 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年品川区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項および第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項までおよび第 5 項」に改める。

第 1 4 条第 2 号中「および勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 1 5 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第 2 号の規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項中「勤務時間条例第 1 6 条の 3 第 1 項、幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 8 条の 3 第 1 項もしくは学校教育職員勤務時間条例第 1 7 条の 3 第 1 項」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 0 年品川区規則第 1 4 号。以下「勤務時間規則」という。）第 2 5 条の 3 第 4 項、

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成１２年品川区教育委員会規則第４号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第３０条の３第４項もしくは学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成２１年品川区教育委員会規則第４号。以下「学校教育職員勤務時間規則」という。）第３３条の３第４項に、「子育て部分休暇」を「第１号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、勤務時間規則第２５条の３第６項、幼稚園教育職員勤務時間規則第３０条の３第６項または学校教育職員勤務時間規則第３３条の３第６項に規定する第２号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第１号部分休業を承認することはできない。

第１５条第３項本文中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同項ただし書き中「子育て部分休暇」を「第１号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 勤務時間条例第１８条第２項の規定に基づく規則の規定による第２号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第１号部分休業を承認することはできない。

第１５条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１５条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつ

ては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間規則第25条の3第4項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第4項、学校教育職員勤務時間規則第33条の3第4項または勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則に規定する第1号子育て部分休暇の申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の3第6項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第6項、学校教育職員勤務時間規則第33条の3第6項または勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に

については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条中「第11条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

（妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等）

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶

者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

- 第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（説明）部分休業の取得形態を見直すほか、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等を定める必要がある。